					0 就学援助制度問い合わせ先(瓜	- 報用)		1 平成	3 0 年度記	就学援助制度6	の実施につい	て										
①都	道府県②	②市町村名	①部署名	②電話番号	③e-mail	④ウェブサイト	⑤その他 (SNSなど)	(1) 就 ア. 教 育委員 会の	学援助制度 イ. 合 治体の 広報 に 等に を 記	の書	入 オ. 毎 年度の 進級時	カ学対制書周 田和	キ. 教 職員向 け説明 会を実	護者向 け説明	の他 →	(2)ケの内容	(3) 就学援助制度周知の工夫	(1) 就学 ア. で 、 を 、 を 、 、 を 、 を 、 を 、 を 、 を 、 を 、 を	学援助制度 イ. 各学 校で制度 案内を配 付後, 希		度 カ. 制度 キ. その には 案内等は 他 (内容 で、 行わず、 を2. をで、 教育委員 に入して 会で希望 記入して 者に対し くださ て申請書 い。)	
該当	団体数 6	52	62	62	60	57	0	54	47	23 50	56	36	6	2	13	13	32	5	6	46 5 0	0 25	25
東京	F 1	<b>f</b> 代田区	千代田区教育委員会事務局子ども部学 務課		gakumu@city.chiyoda.lg.jp	http://www.city.chiyoda.ig.jp/koho/kosodat e/teate/shugaku.html		0	0		0	0					援助対象となる年間所得の目安額等を記載			0		
東京	ß	中央区	教育委員会事務局学務課学事係	03-3546-5514	gakumu_01@city.chuo.lg.jp	http://www.city.chuo.lg.jp/kosodate/gakko kyouiku/nyugaku/syugakuenzyo.html		0	0	0	0	0					・目につきやすいタイトルや平易な文面の使用 ・援助対象となる年間所得の目安額等を記載					区域外就学児童生徒については、教育委 員会窓口で配付。
東京			教育委員会事務局学校教育部学務課 学校運営支援係		minato30@city.minato.tokyo.jp	http://www.city.minato.tokyo.jp		0	0	0	0	0					<ul> <li>・援助対象となる年間所得の目安額等を記載</li> <li>・外国語の申請書を作成</li> <li>・転入者には学校で書類を配布</li> </ul>			0		
東京	<b>犯</b>		新宿区教育委員会事務局学校運営課 学校運営支援係	03-5273-3089	gakkounei@city.shinjuku.lg.jp	http://www.city.shinjuku.lg.jp/kodomo/file 04_04_00005.html		0	0	0 0	0	0		0						0	0	他自治体及び国私立学校在籍者について は、教育委員会で申請書を配布してい る。
東京	郭 文	文京区	教育推進部学務課学事係	03-5803-1295	b701000@city.bunkyo.jp	http://www.city.bunkyo.lg.jp/kyoiku/kyoiku /gakko/aid/enjyo.html		0	0	0	0	0					援助対象となる認定所得基準額の目安を記載。転入者には学校を通じて 申請書を配布。	-		0	0	教育委員会で希望者に申請書を配布。
東京	<b>郡</b> 台	台東区	教育委員会学務課学事係	03-5246-1412	gakumu-ed@city.taito.tokyo.jp	http://www.city.taito.lg.jp/index/kurashi/ky oiku/kuritsushocyugakko/syugakuenjoseid o.html	,	0	0	0	0				0	年度当初に学校事務担当者向け説明 会を実施				0	0	台東区立小中学校に在籍していない児童 生徒の保護者については、教育委員会窓 口にて申請書を配布
東京	郡 墨		墨田区教育委員会事務局 学務課事 務担当	03-5608-6303	gakumu@city.sumida.lg.jp	http://www.city.sumida.lg.jp/kosodate_kyo uiku/kyouiku/school/syuugaku_enjo/shuug akuennjo.html		0	0	0	0	0					平成30年度より、申請書とともに配布している『就学援助のお知らせ』 について、制度の理解と保護者にとってスムーズな申請手続が行えるよう作成し直した。 (認定基準額の目安額・提出期限・必要書類等の、例 年申請にあたり問合せの多い箇所を目立つよう表示)	;		0		
東京	I, R	工東区	教育委員会事務局 学務課 学事係	03-3647-9174	gakuji@city.koto.lg.jp	http://www.city.koto.lg.jp/581101/kodomo/gakko/enjo/shugaku/6154.html	,	0		0	0	0					援助対象となる年間所得の目安額等を記載、外国語の申請書を作成			0	0	・区外小中学校に在籍している児童生徒 については、教育委員会で申請書を配 布。 ・前年度申請者に対しては当該年度の申 請案内を郵送で行っている。
東京	#F #F		品川区教育委員会事務局 学務課 学事係	03-5742-6828	gakumu@city.shinagawa.tokyo.jp	http://www.city.shinagawa.tokyo.jp/ http://www.city.meguro.tokyo.jp/kurashi/g		0	0	0 0	0	0		0			<ul><li>補助対象となる年間所得の目安額等を記載</li><li>・外国語の申請書を作成</li></ul>			0		
東京			教育委員会事務局学校運営課学事係 教育委員会事務局教育総務部学務課 学事係		kyoiku21@city.meguro.tokyo.jp gakumu@city.tokyo.jp	akko/gakko_josei/shugakuenjo/gimu.html  http://www.city.ota.tokyo.jp/		0	0	0	0	0	0				援助対象となる年間所得の目安額等を記載		0			
東京				03-5432-2686		http://www.city.setagaya.lg.jp/kurashi/103 /134/527/d00125518.html		0	0		0		0				接助対象となる年間所得の目安額等を記載     ・援助対象となる年間所得の目安額等を記載     ・外国語の申請素を作成     ・年2回おしらせを配布。	0	0			
						https://www.city.shibuya.tokyo.jp/kodomo/											援助対象となる年間所得の目安額や、認定になった場合の援助の内容・					
東京	那洲	<b>渋谷区</b>	教育振興部学務課学事係	03-3463-2986	gakumu@city.shibuya.tokyo.jp	gakkou/tetsuduki_g.html		0		0	0	0					援助対象となる中間所得の日女観や、認定になった場合の援助の内容・ 概算額を記載している。			0		区内在住の区外公立学校の児童生徒で前
東京	部 中	中野区	学校教育分野	03-3228-5459	gakkokyoiku@city.tokyo- nakano.lg.jp	http://www.city.tokyo- nakano.lg.jp/dept/652000/d013764.html		0	0	0	0	0								0	0	年度就学援助を受けていた者に対しては 「申請書」を送付する。

				0 就学援助制度問い合わせ先(瓜	玄報用)		平成	3 0 年度就	学援助制度 <i>0</i>	実施につい	いて										
				(A			1. 就学	援助制度の	周知方法										申請書の配布方法		
①都道	府県 ②市町村名	①部署名	②電話番号	③e-mail	(4)ウェブサイト	⑤その他 (SNSなど)	ア. 教 育委員 会の	イ. 自 ウ 治体の	の書	入 に 年度の で 進級 に 世級 に で に が に が に が に が に が に が に が に に が に に が に が に が に が に が に に が に に が に が に が に に に に が に に に に に に に に に に に に に	毎 カー   カー   校   し   大   大   大   大   大   大   大   大   大	キ. 教 職員向 け説明 会を実	護者向 け説明	の他 →	(2) ケの内容	(3)就学援助制度周知の工夫	ア. 各学 イ 校で制度 校 案内を配 第 付後,希 付 望者に各 望	. を を を を を を を を を を を を を を を を を を を	ウ. 各学     エ. 教育       校で全児     委員会で       童生徒も     全児童生       しくは保     は保護者に申       請書を配     に申請書       布     を配布	(あてはまる) かい (あてはまる) かい (おまる) かい (おまな) かい (おまな) でいます。 (おまな) でいます (おまな) になっています (まなな) になる (まななな) になっています (まななな) になっています (まななな) になっています (まななな) になっています (まななな) になっています (まななな) になっています (まななな) になる (まななな) になる (まななな) になる (まななな) になる (まななな) になる (まななな) になる (まななな) にななない (まななな) になる (まななな) にななない (まななな) にななない (まななな) にななない (まななな) になななない (まななな) にななない (まななな) にななない (まなななな) にななない (まなななな) にななない (まななななななな) にななない (まなななななななななななななななななななななない (まなななななななななな	キ. その 他(内容 を 2. ( 2 )に 記入して ( 2 ) キの内容 くださ
東京都	杉並区	教育委員会事務局学務課就学奨励担	03-3312-2111	gakumu-k@city.suginami.ne.jp	http://www.city.suginami.tokyo.jp/guide/ky oiku/gakko/1004741.html		0									年度初め、全員に就学援助のお知らせを配布し、申請の有無を全員から 提出してもらう。転入者についても同様。	,				
東京都		<ul><li>豊島区教育委員会学務課学事グルーフ (就学援助担当)</li></ul>	r	A0027509@city.toshima.lg.jp	Barnor I Soft Tillian		0			0	0	0				・外国語 (英・中) の申請書を作成している。     ・保護者宛にメールでも周知している。			0		担当窓口、及び、区民事務所でも申請書 を配布している。
東京都		教育振興部学校支援課学事係		gakuji@city.kita.lg.jp	http://www.city.kita.tokyo.jp/gakkoshien/k osodate/shogakko/enjo.html		0		0	0		0							0		- PROPERTY NO.
東京都		教育委員会事務局学務課学事第二係	03-3802-3111	kyoiku- gakumu@city.arakawa.tokyo.jp	http://www.city.arakawa.tokyo.jp/kosodate -kyoiku/kyoiku/josei/shuugakuennjyo.html		0	0	0	0	0					・全児童生徒に向けて希望調査を兼ねた申請書を配付し、原則、全児妻生徒から回収する。 ・いくつかのモデルケースに対する認定基準額を記載する。 ・外国語の申請書の見本を作成			0		
			00.05		http://www.city.itabashi.tokyo.jp/c_kurashi											・4月に就学援助希望調書を全児童・生徒の保護者に提出してもらい希望の有無を確認している。					区域外就学者には、希望者に対し、教育
東京都	板橋区	板橋区教育委員会事務局学務課	03-3579-2611	k-gakumu@city.itabashi.tokyo.jp	/000/000391.html		0	0 0	0	0		-				・英語と中国語とタガログ語の案内と記入例を作成している。	0				委員会から申請書を郵送     ・1年生は入学式後全児童生徒に申請書を
東京都東京都		学務課管理係 足立区教育委員会学務課助成係		GAKUMUKA01@city.nerima.tokyo.j gakumu@city.adachi.tokyo.jp	http://www.city.nerima.tokyo.jp/kurashi/ky p oiku/enjo/enjo.html http://www.city.adachi.tokyo.jp/gakumu/k- kyoiku/shochu/tetsuzuki-shugaku.html		0	0 0	0	0	0	0				英語および中国語の就学援助制度の案内文を作成し、各学校に配布	0 0	)	0		配布。 ・2年生以上は制度案内を配布し、希望者に学校または教育委員会から申請書を配 布。
東京都	葛飾区	葛飾区教育委員会事務局学務課学事 係	03-5654-8460 (直通)	ホームページに専用フォームあり	http://www.city.katsushika.lg.jp/kurashi/1 000057/1002479/1002748.html		0	0	0	0	0								0		区ホームページにダウンロード形式の書 式を掲載。 区域外就学者については、希望者に対し て教育委員会から申請書を配布。
東京都	江戸川区	江戸川区教育委員会事務局学務課学 事係	03-5662-1624		http://www.city.edogawa.tokyo.jp/kyouiku/ tetuduki/shugakuenjo.html		0			0	0	0				<ul> <li>援助対象となる年間収入の目安額を記載。</li> <li>・外国語の記入例を作成。</li> <li>・全児童生徒へ年度当初(転入者は転入時)に希望調査票兼申請書を負付しており希望の有無を確認している</li> </ul>			0		
東京都		八王子市教育委員会学校教育部教育 支援課 立川市教育委員会 学務課 学務保		b301800@city.hachioji.lg.jp	http://www.city.hachioji.tokyo.jp/kurashi/k yoiku/003/002/002/p004697.html		0	0 0	) 0	0				0	校入学予定者に学校選択希望票送付 時に同封して郵送 市立学校の市事務嘱託職員向けの説	・援助対象となる支給費目や年間所得の目安額等を記載 ・外国語の制度案内及び申請書を作成、転入者には必ず就学援助制度を設明 ・年度頭の申請案内について、従来は新小・中1年生に関しても一度の み (入学式) だったが、平成30年度より新小1向け保護者会と、新中1 には6年次に在校生向けに配るときにも配布した。 ・新小学一年生にはリマインダーのチラシも配布(添付資料参照) ・2学期開始時在校生宛てにチラシを配布。			0		新入学準備金前倒しについて、小学校入 学予定者に就学時健康診断通知送付時に 同封して郵送
東京都	立川市	健係	042-523-2111	gakumu@city.tachikawa.lg.jp	https://www.city.tachikawa.lg.jp		0	0 0		0	0			0	明会を実施	・また外国語版の案内と申請書を作成している。 ・目につきやすいタイトルや平易な文面の使用, 漢字には振り仮名を作  「短い場合となる年間所得の日央報告を記載	†		O		
東京都東京都		武蔵野市教育委員会 教育支援課 学務係 三鷹市教育委員会 学務課学務係	0422-60-1900 0422-45-1151 (内線3233)	sec- kyouikusien@city.musashino.lg.jp gakumu@city.mitaka.tokyo.jp	http://www.city.musashino.lg.jp/kurashi_g uide/sho_chugakko/shugakuenjo/1007052. html http://www.city.mitaka.tokyo.jp/c_service/ 001/001152.html		0	0 0	0	0	0				子育て支援情報サイト「むさしのす くすくナビ」登録者へのメール配信	記、援助対象となる年間所得の目安観等を記載 ・外国語の申請案内を作成 ・小・中の新1年生には入学前にも制度案内のチラシを配付 ・援助対象となる年間所得の目安観等を記載 ・広報誌への記載 等			0		区域外就学者のみ申請書を保護者あてに 郵送

					0 就学援助制度問い合わせ先(Д	玄報用)		1 平成	成30年度	就学援助制度の	実施につい	て											
										の周知方法									-援助制度σ				
①都;	道府県(	②市町村名	①部署名	②電話番号	③e-mail	④ウェブサイト	⑤その他 (SNSなど)	ア. 教 育委員 会の	イ. 自 治体の 広報 に り 度 を 記	の書き	入 オ. 毎 に 年度の で 進級時	カ、各にてがいる。制度を対している。	キ. 教 職員け説明 会を実	護者向 け説明	の他 →	(2) ケの内容	(3)就学援助制度周知の工夫	ア. 各学院 案付後 名 を を を を を を を を を を を を を を を を を を	全 イ. 各学 校で制度 窓内を配 付後, 希 望者に教	ウ. 各 ・ 校で全! ・ 並生徒: ・ しくは( 護者に ・ 請書を ・ 布	#の配付方法 (あてはま学) エ、	カ. 制度 キ. その 案内等は 他 (内容 行わず, を2. 教育委員 (2) に 会で希望 記入して 者に対し くださ	
東京者	ß į	青梅市	教育部学務課学務係	0482-22-1111 (内線2363)	div7020@city.ome.tokyo.jp	http://www.ome- tky.ed.jp/s_kanri/syugaku_josei.html		0	0		0									0			
						https://www.city.fuchu.tokyo.jp/kosodate/																	
東京都東京都		存中市 昭島市	府中市教育委員会学務保健課 学校教育部指導課学務係		gakumuhoken02@city.fuchu.tokyo.jj gakum@city.akishima.lg.jp	p kyoiku/shogakukin/syugaku.html http://www.city.akishima.lg.jp/		0	0	0 0	0									0			
東京都					gakumu@w2.city.chofu.tokyo.jp	http://www.city.chofu.tokyo.jp/www/contents/1176118987493/index.html		0	0	0 0	0						・毎年度4月上旬に学校を通じて全児童生徒に案内及び申請書を配付し、転入者には教育委員会または学校において案内及び申請書を配付している。 - 案内には、援助対象となる年間の収入・所得の目安額を記載し、外目語による案内文を記載している。			0			
東京社	В —	町田市	学校教育部 学務課	042-724-2176	gakkou030@city.machida.tokyo.jp	https://kosodate- machida.tokyo.jp/nenrei/syo_chu/keizaishi enn/index.html		0	0	0 0	0				0	メール配信サービスを利用	・援助対象となる年間所得の目安額等を記載している。 ・学校で行う入学説明会でも、簡易的な就学援助のお知らせを配布して いる。	-					申請書の提出が必要な学年(小1・4、 中1)については制度案内・申請書を配 布しており、その他の学年については制 度案内のみ(希望者へは申請書も)学校 より配布している。
東京者	邵 力	小金井市	教育委員会学校教育部学務課	042-387-9874	k010299@koganei-shi.jp	http://www.city.koganei.lg.jp/		0	0	0	0	0								0		0	市HPに様式を掲載している。
市市	a7 .	小平市	<b>数</b> 方子 章 <b>企</b> 数 方 が	042 246 0570	gakumu@city.kodaira.lg.jp	http://www.city.kodaira.tokyo.jp/kurashi/0 43/043611.html																	小学一年生については、入学時に全員に
東京者	ib /1	八平市	教育委員会教育部学務課学事担当	042-346-9570	gakumu@city.kodaira.ig.jp	43/043611.ntml		0	0	0 0	0								0			0	申請書を配布。
東京都	fß E	日野市	日野市教育委員会庶務課	042-585-1111	ksyomu@city.hino.lg.jp	http://www.city.hino.lg.jp		0	0	0	0	0				1	外国語(英語・中国語・韓国語)の申請書及び案内のサンブルを窓口に 置いている。			0			・各学校で全学年に制度案内を配付し、 新小学1年生には学校で申請書も合わせ て配付する。
東京都	郡 身	東村山市	学務課	042-393-5111		a http://153.120.183.135/kosodate/hojo/kyoi ku/kyouikuhiennjyoseido.html		0	0	0 0	0	0			0		4 か国語に対応したお知らせを作成し、日本語の分からない方にも理能していただけるように配慮している。	4				0	・その他の学年は庁舎窓口にて、通年で 配布している。
						http://www.city.kokubunji.tokyo.jp/kurashi										・入学説明会時に制度を記載したチ	<ul> <li>7月初旬(認定結果通知発送前)に学校で「就学援助の申請はお済み</li> </ul>	×					・私立・区域外等は前年度申請者に教育 委員会から制度案内と申請書を郵送配 布。 ・転入者等申請書が配布されていない場 合、希望者に学校・教育委員会・ウェブ
東京者	ß D	国分寺市	教育部学務課学務係	042-574-4042	gakumu@city.kokubunji.   g.jp	/1012309/shien/1001214.html		0	0	0 0	0	0			0	ラシを配布(新小学1年生向け)。	ですか」というチラシを配布(申請忘れ防止)。			0		0	サイトDLにより配布。 ・教育委員会窓口、関係課窓口に申請書
東京都	FI D	国立市	国立市教育委員会教育総務課学務保健係		gakumu@city.kunitachi.lg.jp	http://www.city.kunitachi.tokyo.jp/kosodat e/education4/education6/index.html		0	0	0	0	0			0	SNS (Twitter,LINE)	外国語の周知文を作成		0			0	を配置。 ・ホームページ上に申請書データをアッ プロード。
東京都	部 礼	<b>福生市</b>	福生市教育委員会 教育部 教育支援課 学務係	042-551-1948	f-shidou@city.fussa.lg.jp	http://www.city.fussa.tokyo.jp/education/e ducation/jyosei/1001430.html		0	0	0	0	0					・外国語の申請書を作成している。 ・在籍する児童・生徒の保護者全世帯に受給希望調査を実施している。			0			
東京都	fis 3i	伯江市	狛江市教育委員会教育部学校教育課 学務保健係	03-3430-1111	gakuhokkr01@city.komae.lg.jp	http://www.komae.ed.jp/index.cfm/7,642,3 5,html		0	0	0	0									0			
東京都	部 耳	東大和市	東大和市教育委員会 学校教育部 教育総務課 学務係	042-563-2111 (内線1521)	gakyou@city.higashiyamato.lg.jp	https://www.city.higashiyamato.lg.jp/index. cfm/33,90204,347,612,html		0	0	0 0	0									0			
東京都	那 消	青瀬市	教育部 教育総務課 学務係	042-497-2539	kyo_soumu@city.kiyose.lg.jp	http://www.kiyose.ed.jp/ http://www.city.higashikurume.lg.jp/shisei/	,	0	0	0	0	0					・援助対象となる基準額の目安を記載している。			0			
東京都	郎 身	東久留米市	教育部学務課	042-470-7779	gakumu@city.higashikurume.lg.jp	kyoiku/shogakukin/1001834.html		0	0	0	0						・転入者には必ず就学援助制度を説明している。			0			
東京者東京者		武蔵村山市 多摩市	教育部教育総務課 教育部学校支援課		ky- gakuji@city.musashimurayama.lg.jp tm721000@city.tama.tokyo.jp	http://www.city.musashimurayama.lg.jp/ku rashi/kyouiku/hogosha/1006068.html		0	0	0 0	0				0	・小学校入学のしおりに制度を記載 ・転入手続き時に、市民課におい て、就学援助制度の案内を配布				0	0	0	市ホームページに申請書のPDFを掲載 し、ダウンロードできるようにしている。
<u></u>	a7	74.±	<b>新立立 前                                  </b>	049 270 0000		http://city.inagi.tokyo.jp/kosodate/gakko_k yoiku/kyouikuhisiennseido/shuugakuenjyo.											平成30年度の案内では、細かい説明は省き、申請時に必要な情報に絞						
東京都東京都		羽村市	教育部 学務課 学務係 生涯学習部学校教育課学務係	042-378-2111 042-555-1111 (内線358)	gakumu@city.inagi.lg.jp s701010@city.hamura.tokyo.jp	http://www.city.tokyo.jp/0000000742.html		0	0	0 0	0	0					り、また、平易な表現、見やすいレイアウトに変更した。			0			
東京都	fis a	あきる野市	教育部 教育総務課 学務係	042-558-2412 (直通)		http://www.city.akiruno.tokyo.jp/00000075 23.html		0	0	0	0	0					・転入者には就学援助制度を説明している。 ・援助対象となる年間総収入の目安徽等を記載している。			0		0	ウを補完するため、必要な保護者へ教育 委員会窓口で配布

				0 就学援助制度問い合わせ先(	広報用)		1 平成	3 0 年度	就学援助制度の	実施につい	τ											
							1. 就学	援助制度	の周知方法								2. 就学	援助制度の	申請書の	の配布方法		
							(1) 就	学援助制	度の周知方法(								(1) 就	学援助制度	₹の申請額	書の配付方法(あてはま	るもの全てに○)	
							ア. 教	イ. 自	ウ. 就 エ. カ	√ オ.毎	力. 各	キ. 教	ク. 保	ケ. そ						·学 エ. 教育 オ. 制度		
							育委員	治体の	学案内 学時に	年度の	学校に	職員向	護者向	の他			校で制度	校で制度	校で全	:児 委員会で 案内等は	案内等は 他(内容	
							会の	広報誌	の書類 学校で	で 進級時	対して	け説明	け説明	→			案内を配	案内を配	童生徒	も 全児童生 行わず,	行わず, を 2.	
①都道府	県 ②市町村名	C+=== 6				⑤その他	ウェブ	等に制	に記載 就学技	爰 に学校	制度を	会を実	会を実	(2)			付後, 希	付後,希	しくは	:保 徒もしく 各学校で	教育委員 (2)に	
		①部署名	②電話番号	③e-mail	④ウェブサイト	(SNSなど)	サイト	度を記	助制度	ぎ で就学	書面で	施	施する		(2) ケの内容	(3) 就学援助制度周知の工夫	望者に各	望者に教	護者に	:申 は保護者 希望者に	会で希望 記入して	(2) キの内容
							に制度	載	の書類	預 援助制	周知		よう各				学校から	育委員会	請書を	配 に申請書 対して申	者に対し くださ	
							を掲載		を配付	す 度の書			学校へ				申請書を	から申請	布	を配布 請書を配	て申請書 い。)	
										類を配			指導				配布	書を配布		布	を配布	
										付												
		西東京市教育委員会教育部教育企画			http://www-ap102.dom-										5~6月にかけて就学援助費制度の							
東京都	西東京市	課学務係	042-438-4071	kyouiku-k@city.nishitokyo.lg.jp	system.nishitokyo.lg.jp/cs/websystem3.htm	m	0	0	0 0	0	0			0	周知文を学校で保護者宛に配布	援助対象となる年間収入額の目安額を記載			0			
								_											_			
東京都	瑞穂町	教育部教育課学務係		kyouiku@town.mizuho.tokyo.jp	http://www.town.mizuho.tokyo.jp		0	0	0	0						援助対象となる年間収入の目安額等を記載			0			
東京都	日の出町	学校教育課指導室	042-597-0511 (内線533)	gakkou k@town.hinode.lg.jp	http://www.town.hinode.tokyo.jp/0000000 92.html	10																
木小印	Полщы	丁 仅 扒 月 林 旧 守 土	(F3///K333)	garkou_k@town.iiiiode.ig.jp	52.110111			0														
東京都	檜原村	教育課学校教育係	042-598-1011	gakkoukyou@vill.hinohara.tokyo.jp	http://www.vill.hinohara.tokyo.jp/				0	0									0	0		
				kyoiku-	http://www.town.okutama.tokyo.jp/kurash	ni																
東京都	奥多摩町	教育課 学務係		7 7 71	/kyoiku/kyoiku/gakko/shogakukin.html		0		0	0									0			
東京都	大島町	教育文化課 給食センター係	04992-2-1600	kyushoku@town.oshima.tokyo.jp				0	0	0	0									0		
東京都	利島村	利島村教育委員会	04992-9-0331	t-kyouiku@toshimamura.org		-	-		U		0			-			+				0	該当者に配布 前年度申請者と児童扶養手当受給者に対
東京都	新島村	東京都新島村教育委員会	04992-5-0203	ni-kyoiku@poplar.ocn.ne.jp	http://www.niijima.com																	制年度申請者と児里扶養于当安約者に対 して案内を送付
W/V III	4/1 mg 1 J	ASSTRUTION DATE & R.A.	5.552 5 0205	противорории остановр	nsp., / www.mjmu.com	+	Ĭ				+								1			制度の案内を文字放送や村内放送で行
																						い、希望者に対して教育委員会で申請書
東京都	神津島村	神津島村教育委員会	04992-8-1222	kyouiku@vill.kouzushima.tokyo.jp	http://vill.kouzushima.tokyo.jp		0			0							0	<u> </u>		0	0	を配布
		東京都三宅島三宅村教育委員会 教			https://www.vill.miyake.tokyo.jp/kakuka/k	cy									全児童生徒保護者へ案内の書面を送							
東京都	三宅村	育課 学校教育係	04994-5-0952	kyouiku@vill.miyake.lg.jp	ouikuiinkai/syuugaku/enjo.html									0	付。					0		
															村立小中学校児童生徒全員、給食							村立小中学校児童生徒全員、給食費、学
															費、学用品費、医療費、修学旅行 費、部活動遠征費等全額公費負担が							用品費、医療費、修学旅行費、部活動遠 征費等全額公費負担が前提になってい
東京都	御蔵島村	教育委員会事務局	04994-8-2121	kyouiku@mikurasima.jp	http://www.mikurasima.jp/index.html									0	質、部活動逐位質寺主観公覧貝担か 前提になっている。							正見守王原公見貝担が刑徒になっている。
SIZA HI	P-779W H-Q 1 3	MILAKH TWO	.35. 5 2121		http://www.town.hachijo.tokyo.jp/kakuka/	/								Ť							Ĭ	
東京都	八丈町	教育課	04996-2-7071	kyoiku@town.hachijo.tokyo.jp	kyouiku/kyouiku-top.htm				0	0									0			
				aogashima_kyouiku@vill.aogashim	3.																	
東京都	青ヶ島村	青ヶ島村教育委員会	04996-9-0201	tokyo.jp										0	今まで該当なし						0	今まで該当がなし
東京都	小笠原村	教育課教育係	04998-2-3117	kyoiku@vill.ogasawara.tokyo.jp	https://www.vill.ogasawara.tokyo.jp/				0		0							0	0			

					R護認定基準		- 11 VE /=1		A 71.0											(0)	A was to				(2)	.0.1.1		III 就学 援助率	
①都?	前府県 ②市町村名	ア. 生 保護法 基づく 護の停	活 イ. i 気に 町村! 保 の非!	市区 ウ. 民税 町村	部区 エ、国本 市区 エ、国本 村民税 年金保険 域免 料の免除	オ. 国民 健康保険	カ. 児童 技養手当 の支給	章 キ. 保護 当 者が職業 安定所登	ク. P・ T・A会	の事業税 資産 の減免 減免	税の 納付金の	の 的な理由 者のが不 で、 房日数が 次 形者 状態 いられれ	D職業 福 下安定 に	を掛けれ もの(生 活保護の 基準額が 変わる。 自動的に	を は は は は は は は は は は は は は は は は は は は	基 支援教育 一 就学奨励 数 費の需要 を 額測定に	町村所( (大学報) (大学報) (大学和学者) (大	他(内容 を(5) に記入し てくださ	倍数 (倍率)		タ, チを選封 基準根拠 得等の分類	年	目: (年	安額 =額)	(3) ツに 係数 (倍率)		i (4) (2) (3) の補足 (5) テの内容	(1)平 成29年度	(2)平 成30年度
該当日	1体数 62	47	30	27	27	26	35	13	6	24 21	8	4 11	16	6 43	10	3	0	18	56	56	56	5 56	5 56	0	(	0	22 18	62	62
東京者	千代田区	0																	1.3	総所得(諸控附	徐前)	29	4	337				10%未満	10%未満
東京者		0	0	0	0	0	0			0						0				課稅所得		30	4	468			【基準額の時期】特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準額準要保護の認定基準については、原則的に生活保護の基準額に1.2倍を掛けたものであるが、"給食費"の算出についてのみ、特別支援教育就学奨励費の需要額に定める金額に1.2倍を掛けた金額で計算している。 ・生活保護基準【倍率】1.2【課稅所得等の分類】総所得【基準額の時期】平成30年4月 ・特別支援教育就学奨励費【倍率】1.2【課稅所得等の分類】総所得【基準額の時期】平成30年4月		15%未満
東京者	港区						0								0				1.2	課税所得		25	4	436			(2) 倍率について、子どもが3人以上の世帯は1.31倍	20%未満	15%未満
東京者	新宿区	0												0				0	1.2	その他		24	4	437			①課税証明書が取得できない場合 ②災害・失業等により、学校長が教育上必要と特に認めるとと 課税所得等の分類: 所得税法(昭和40年法律第33号)第22条第2項の「総所 得金額」 基準額の時期:第68次改定生活保護基準	5	5 25%未満
東京者	文京区													0					1.55	その他		29	4	413			合計所得金額(平成29年1月~平成29年12月)	15%未満	5 15%未満
東京者		0												0						総所得(諸控附	徐前)	24	4	434			第68次生活保護基準を根拠に、給食費と住宅扶助については1.0倍をかけ、基準額を 算出している。 ・基準根拠は、「給与所得控除後の額」または「年間収入金額から必要経費を引い た額」及びその他の収入 - 基準額の時期は、第68次生活保護基準を使用		30%未満
東京者東京者		0			O									0						その他 総所得 (諸控験	徐前)	25	4	430			する。 「課稅所得等の分類」は合計所得金額 ひとり親世帯、障害者がいる世帯等 : 1.45倍で審査 被災者、最多収入者が病気等で長期入院中、最多収入者が会社の倒産等で失業した 場合等 : 1.6倍で審査 教育扶助のみ平成29年4月時点の基準額で審査を行っている。		30%未満
東京都	品川区													0				0	1.25	その他		24	4	435			疾病、失業などにより今年度の所得が著しく減少し困窮してい (2) 基準根拠 課税所得等の分類は、合計所得金額 (所得控除前の金額) と認められるもの		5 20%未満
±																				· 6公元(1981 / Hab List ***	A#)			420			国民年金保険料が減額されている。災害等を受け学用品等の購		100/-
東京者東京者		0			U		0		1					0				U		総所得(諸控附その他	示削 <i>)</i>	24	4	439			に不自由している。		10%未満 25%未満
																							4				业在库の仕手停罐の替准網を用してして ・ Z		
東京者	世田谷区																		1.24	課税所得		30	4	421			当年度の生活保護の基準額を用いている。	15%未満	15%未満
東京都	渋谷区														0			0	1.2	課税所得		24	4	421			児童養護施設等に入所している児童生徒を、入所を要件に準要 護として認定している。	25%未満	5 20%未満
東京都	中野区	0												0				0	1.15	課税所得		30	4	401			当該年度中に生計中心者の解雇、死亡等により世帯の収入が激 した者		20%未満

			平成30年																							III 就学 援助率
						る準要保護の認 国民 オ 国					コ 固定 サ 雪	単校 シ 経済	斉 ス. 保護 セ. 生活	ソー生活	タ 生活 チ 特別	リッ 市区	マラ その	倍数	(2) ソ, タ, チを選	択した場合		目安額	(3) ツに○をし			
①都道府県		保護が基づき	法に 町村	民税 町村	民税 年	金保険健康保アの免除料の減または収の猶	険 扶養手 険 の支給 免 徴	当 者が鞘 安定所	成業 T・A会	の事業税 の減免 学金 が れ	資産税の 納付金 減免 納付名 の悪い	会の 的な思想を のはより のはまり のもまり のも のも のも のも のも のも のも のも のも のも	由 者の職業 福祉資金 欠 が不安定 による貸 が で,生活 付け	保護の基一数た生のがとも活基を自動をといる。	保護の基 支援教育	所 動 と 二 町 町 付 所 は り 悪 報 の 掛 の 掛 の か も も も も も か も も か も も か も か も か も か	党 他 (内容 _ を (5) に記入し でくださ い。)		基準根拠	年		(年額)	係数 目安額 (倍率) (年額) 倍 万円	(4) (2)(3)の補足	(5) テの内容	(1) 平 (2) 平 成29年度 成30年月
夏京都	杉並区	0												0			0	1.2	総所得(諸控除前)	29	4	302		(生活扶助費 (第1類+第2類 (冬期加算・母子加算・障害者加算含む。)) +住宅 扶助 (知事承認限度額) +教育扶助 (基準額+特別基準+前年度通常給食単価×標 準年間給食業施回数) +期末―時扶助)×1,2		20%未満 20%
東京都	豊島区									0	0 0							1.0	課税所得	24	1	422				20%未満 20%を
		-				0	-								-		+				1					
東京都東京都	北区 荒川区	0					0				0				0		0	1.2	総所得(諸控除前)	29	1	419			・第68次(24.4.1)改定生活保護基準と同額の1.2倍 ・校長が教育上特に援助を必要と認め、保護者からの事情聴取に 基づく具体的な意見を付した意見書を教育委員会に提出し、教育 委員会がその意見を妥当と認めた場合、認定することができる	F
京都	板橋区	0													0			1.26	総所得(諸控除前)	24	4	435				30%未満 30%
京都	練馬区	0			0	0	0						0	0				1.2	総所得(諸控除前)	29	4	393				20%未満 20%
京都	足立区	0					0				0			0				1.1	課税所得	24	4	399		係数 (倍率) 費目認定基準 : 1.3倍未満 基準根拠 : 総所得金額	前年・現年から申請時に至り、主たる生計維持者の失業や長期入 院等による無給、	35%未満 30%
東京都	葛飾区	0					0							0			0	1.2	総所得(諸控除前)	29	4	357		目安額(年額)費目認定 : 3,805,895	り災など特別な事情のある方	25%未満 25%
東京都	江戸川区	0												0				1.5	その他	24	4	547		前年収入が生活保護基準の1.5倍以下	(1) 当該児童生徒の世帯内に次に掲げるいずれかの措置を受	25%未満 25%未
夏京都	八王子市														0		0	1.25	課税所得	29	4	335			けている者がいる場合、その該当者の所得は、世帯所得には含めず判定を行う。 ア 生活保護法に基づく保護の廃止又は停止。 イ 地方税法に基づく市町村民税の非課税・減免。 ウ 国民年金法に基づく国民年金の掛け金の減免。ただし、障害年金を受給している場合は、申請免除に該当するとみなされる所得金額以下の場合に限る。 エ 国民健康保険法に基づく保険料の減免。 オ 児童扶養手当法に基づく保険料の減免。 オ 児童扶養手当法に基づく児童扶養手当の支給。 (2) 該当児童生徒の属する世帯の主たる所得者の死亡・失業等の事由により、当該世帯の平成28年度中の所得の合計額が、基準額以下になる見込であることが客観的に判断できる者。 (3) 当該児童生徒が就学する市立学校の校長から特に援助が必要な者として報告があった児童生徒で、その報告が妥当であると客観的に判断できる者。	
京都	立川市	0					0							0				1.5	その他	25	4	463				20%未満 15%未
東京都	武蔵野市	0					0							0			0	1.5	総所得(諸控除前)	28	12	495			疾病や失業その他特別な事情により生活状況が急変し、教育委員 会で援助が必要であると認められた場合	10%未満 15%未
東京都	三鷹市	0	0	0	0	0	0	0					0	0				1.15	課税所得	29	4	298		平成29年度は第72次改定生活保護基準額を適用している		15%未満 10%未

			成30年度		認定基準における準要	5.保護の認	京甘淮 (	/該当才る	+ の今で1:	-0)												(2) ソ, タ,	エた選切!	と担合		(3) "	v/-∩&			III 就学 援助率	
①都道用	景 ②市町村名	ア. 生 保護法 基づく ( 護の停)	活 イ. 市区 に 町村民和 保 の非課和 止	区 ウ. 市 脱 町村民	区 エ. 国民 税 年金保険	式 オ. 国E 食 健康保障	民 カ. 児 険 扶養手 険 の支給 免	記童 キ. 手当 者が 合 安定	保護 ク. T・/ 競子 費, 雇労 費等 の 行な	P・ ケ. A会 の事 学級 の源	個人 コ. 固 事業税 資産税 減免 減免	の 納付金の 納付状態	的な理由欠がののでは、おりのでは、おりのでは、おりのでは、おりのでは、おりのでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ	者の職業	福祉資金 による貸 付け	保護のに掛けのでは、生のは、ほどのは、ほどのは、ほどのは、はないのでは、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、	保護額の掛の保護額に係けて護額の保持の保護額の保護をも活基の保護額に変額をでき	を支援を 支援等の割い基の を表する準とを を表する。 をまる。 を、まる。 を、まる。 を、まる。 を、まる。 を、まる。 を、まる。 を、まる。 と、ま。 と、まる。 と、まる。 と、まる。 と、ま。 と、まる。 と、まる。 と、まる。 と、まる。 と、まる。 と、まる。 と、まる。 と、ま。 と。 と。 と。 と。 と。 と。 と。 と。 と。 と。 と。 と。 と。	町村民税割 (所得均課限一数 最額の係けたも	他(内容 を(5) に記入し てくださ	倍数 (倍率)		- 根拠		目安額 (年額)	係数 (倍率) 倍	目安(年客	で額 (4) 類) (2) (3) の補足	(5) テの内容	(1)平 成29年度	(2)平 成30年度
東京都	青梅市	0												0		0					1	課税所得	2	4	4 26	9				15%未満	15%未満
東京都東京都	府中市昭島市	0	0	0	0	0	0	0		0	0				0	0	0			0		その他 その他	2 2	25	8 42 4 48			給与収入(税引き前) 生活保護の基準額は平成25年8月の第69次を使用している。 総収入 第68次生活保護基準額表を使用	前年度又は今年度生活保護が停止又は廃止になったため		15%未満 20%未満
東京都	調布市	0	0	0	0	0	0	0		0	0				0	0					1.1	課税所得	2	25	4 30	9				15%未満	15%未満
東京都	町田市	0														0					1.1	課税所得	2	25	4 370	0				15%未満	15%未満
東京都	小金井市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				0	0					1.5	総所得(諸控除前)	2	24	4 47	2				10%未満	10%未満
東京都	小平市	0	0	0	0	0	0			0	0			0		0			(	0		その他	2		4 30			合計所得	福祉事務所長または民生委員の意見により就学援助が必要と認められるもの		15%未満
東京都	日野市	0	0	0	0	0	0			0	0				0	0					1.3	課税所得	2	25	4 36	1		平成25年度4月1日時点を基準としている。		15%未満	15%未満
東京都	東村山市	0	0	0	0	0	0	0		0	0	0		0		0					1.4	総所得(諸控除前)	2	9	4 44:	5				15%未満	15%未満
東京都	国分寺市	0	0	0	0	0	0									0			(	0	1.2	総所得(諸控除前)	2	25	4 33	5			学校長、福祉事務所長又は民生委員の意見に基づき、市長が特に 必要と認める者		10%未満
東京都	国立市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0					1.5	課税所得	2	19	4 36	8				15%未満	15%未満
東京都	福生市																				1	総所得(諸控除前)	2	10	4 33					250/ + 2#	25%未満
東京都	イ	0	0	0	0	0				0	0					0				0		課税所得	2		4 30				・災害及び家庭環境の変化により現在の所得状況が前年度を大き く下回り、生活状況が著しく悪化したと認められる場合で特に教 育長が認められる者。ただし、客観的な証明があるものに限 る。・その他、教育長が特に必要と認めるもの。		10%未満
東京都	東大和市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				0	0					1.45	その他	2	19	3 43	1		(2) 「基準根拠」課税所得等の分類~総収入(税引き前) 「目安額(年額)」~住宅扶助なし		15%未満	15%未満
東京都	清瀬市															0						総所得(諸控除前)	2		4 48			<b>◆集组组(周祖至60年)、八郎)、4公下市</b> 7 (4131 ★ ★ )			20%未満
東京都	東久留米市			O	0						0					O					1.4	その他	2	4	4 38	3		基準根拠 (課税所得等の分類) : 給与収入 (税引き前)		15%未満	15%未満
東京都	武蔵村山市															0						課税所得	2	-	4 27		1				20%未満
東京都東京都	多摩市 稲城市	0	0	0	0	0	0	0		0	0				0	0	O					総所得(諸控除前)総所得(諸控除前)	2	9	4 40						15%未満
東京都東京都	羽村市	0	0	0	0	0	0			0	0				0	0						課税所得 特別支援教育就学奨局 の需要額測定に用いる 護基準額			4 26				福祉事務所長、学校長又は民生委員の意見により教育委員会が特 に認めるもの		20%未満

		1	Ⅲ 平成30年度	# 亜 保 謹 認 定	其淮																								Ⅲ 就学	
							LL V4. /=L	ole Earl -	A =1: 0)												(2) 5	< + well = 1	. 18 ^		1 (0)				援助率	
			(1) 平成30:							ケー個人	7 固定	# 学校	シ 経済	7 促灌	力 生活	ソ 生活	夕 生壬 壬	独別 ツ 7	市区 テ その	倍数	(2) ソ, タ,		た場合	目安額		ツに○をし				
			7. 王冶 7. 円2 保護法に 町村民和																民税 他(内容		基準	根拠		(年額)						
			基づく保 の非課利																得割 を (5)	()				1						
			護の停止	6 42/19036	1-1-2 2015	料の減免	*/		費等の学		115476			で,生活					均等に記入し											/
①都道府	県 ②市町村名	10	または廃			または徴		働者	校納付金				1	状態が悪					課税 てくださ						係数	目安装	領 (4)		(1) 亚	(2) 平
			ıF			収の猶予		100 11	の減免が			食,被服		いと認め			もの(生用し								(倍率)			(5) テの内容		成30年度
						- DC - 2 JL 3			行なわれ	1	1	等が悪い		られる者			活保護の護基								倍	万円	(=) (=) (=)		19X23-19X	12,30412
									ている者			者または					基準額を 額,													
												学用品,					参照して 同基													
												通学用品				自動的に	額を定めに一	-定の の												
												等に不自				要件が変	ているも 係数	枚を掛		倍	課税所得等の	分類	年 月	万日	円					
																											基準根拠は前年の1月から12月までの収入額とする。準要保護者の認定審査に用い			
																											る需要額とは、(ア)から(ケ)までの合計額とする。(ア)生活扶助第1類基準額(イ)生活: 助第2類基準額(ケ)期末一時扶助の額に12分の1を乗じて得た額(1円未満切り上	<del>*</del>		
																											明第 2 類基準額(7) 期末一時扶助の額に12分の1 を来じて待た額(1 円木満切り上げ)(1) 教育扶助(1 円木満切り上げ)(1) 教育扶助(1 円木満切り上げ)(1) 教育扶助(1 円木満切り上げ)(1) 教育扶助(1 円木満切り上げ)(1) 教育扶助(1 円木満切り上げ)(1 大)(1 円木満切り上げ)(1 大)(1 円木満切り上げ)(1 円木満加り上げ)(1 円本加り上げ)(1 円本加り上が)(1 日本加り上が)(1 日本加り上が)(1 日本加り上が)(1 日本加り上が)(1 日本加り上が			
																											基準額及び同特別基準の額(カ) 家賃の実支払額。ただし、住宅扶助の特別基準額を			
																											限とする。(キ) 勤労収入にあっては、基礎控除額(ク) 母子加算の居宅の額			
																											(ケ) 児童については市立小学校当該学年の前年度の学校給食費年額を12で除した額	<u> </u>		
																_											生徒については市立中学校の前年度の学校給食費年額を12で除した額の合計額(1			
東京都	西東京市	(	0				0									0				1.5 ₹	の他		29	4 43	32		円未満切り上げ)		15%未満	5 15%未満
東京都	瑞穂町															0				1.5 そ	の他		30	3 33	35		課税収入		20%未満	5 20%未満
東京都	日の出町		0	0	0	0	0			0	0						0			1.5 ₹	の他		25	4 37	75		根拠基準 (課税所得等の分類) …給与収入		10%未満	5 10%未満
																					別支援教育就学奨店									
																					需要額測定に用いる									
東京都	檜原村							-									0			1.4 護	基準額		24 1	2 31	19				5%未満	5%未満
東京都	奥多摩町		0	0	0					0	0			0		0				1.5 総	所得 (諸控除前)		24	4 30	03				10%未満	5 15%未満
東京都	大島町		0 0	0 (	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0				1.1 課			30	4 21	18				15%未満	
東京都	利島村	C	0 0	0 (	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0															15%未満	5 10%未満
東京都	新島村		0	0	0	0	0			0	0			0	0	0			0	0.9 課	税所得		29	4 22	26			特別の事情により、現年度において生活の困窮をきたしている者	10%未満	尚 10%未満
東京都	神津島村				_																								1 = 0/ + 2#	<b>当</b> 15%未満
果水郁	仲拜島们		5 0	0	0	0	0	0		0	0			0	0														15%末海	1370木両
東京都	三宅村		0				0							0					0									生活状況等の総合的な判断。	20%未満	5 15%未満
																												村立小中学校児童生徒全員、給食費、学用品費、医療費、修学旅		
東京都	御蔵島村											1	-						U				-					行費、部活動遠征費等全額公費負担が前提になっている。	0%	% 0%
東京都	八丈町																0			1 総	所得(諸控除前)		30	4 20	09				20%未満	5 15%未満
東京都	青ヶ島村						0																						0%	6 0%
東京都	小笠原村		0 0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0				1.4 総	所得(諸控除前)		24 1	2 24	40				10%未満	5 10%未満

		IV 平成30 <sup>4</sup>	F度準要保護 「	養就学援與	助額																															
		1. 小学校の記 (1) 費目名			一人当たり年間	支給額)																														
		学用品費	サの仮別領						新入	入学児童	生徒学用品費	等						通学費									修学旅行	費								
①都道用	牙県 ②市町村名	支統 実費 額	平均 現物支	支給 上門	上限のá 額	全 支給平均額	句 一定額	一定の金 額	の他 実費	支衛	5給平均 現物	力支給 上限額	上限の額	D金 支給平額	均一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の:	金その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	(2) 補足事項
該当団体	<b>*数 62</b>	1 1	0	3	3	3	57	57 1	0	0	0	2	2	2	58	58	1	32	32	0	1	1	1	0	0	2	20	21	1	4	4	4	3	3	4	44
東京都	千代田区						0	23,760							0	40,600																				平成30年度予算単価を記入している。
東京都	中央区						0	15,690							0	43,890		0	16488								0	0								通学費・修学旅行費は平成29年度実績の支給平均額を記入。
東京都	港区						0	15,690							0	47,380																				
東京都	新宿区						0	18,840							0	40,600		0	25000																	・「学用品費」及び「通学用品費」について、当区においては「学用 品通学用品費」という費目にて実施している。 ・1年生の「学用品通学用品費」は定額15,600円、2~6年生は定額 18,840円。 ・実費費目については、一人当たりの30年度予算単価を記入(給食費に ついては一人当たりの平均年額)
東京都							0	18,880							0	40,600		0	35788												22.210	26,530				・支給平均額は、平成30年度予算に計上した単価である。 ・「学用品費」と「通学用品費」はまとめて「学習支援費」として支給しており、1年生は年間15,690円、2~6年生は年間18,880円を支給する。 ・学用品費 1年 15,224円(1,384円×11月)、2~6年17,974円(1,634円×11月) ※29年度実績額により記入 ・通学費 「通学交通費」として特別支援学級在籍者及び通級者に支
東京都	墨田区						0	18,880							0	23,890			13432												33,310	20,330				学用品費等:1年15,690円、2~6年18,880円
東京都							0	18.880							0	23,890																				学用品費 1年生15,690円 2~6年生18,880円  ・学用品費は学年毎に支給額が異なる 1年…15,696円、2~6年… 18,890円 ・通学費の支給平均額は29年度実績 (特別支援学級通学者対象) ・医療費は医療券発行 ・校外活動費は学年ごとに支給額が異なる 1年…950円、2年…1,050円、3年…1,400円、4年…2,500円、5年…2,900円、6年…3,100円・学校給食費は学年毎に支給額が異なる 1~2年…@240/食、3~4年
東京都	品川区						0	18,900							0	40,600		0	5232							-										…@260/食、5~6年…@280/食
東京都	目黒区						0	15,690							0	23,890										_							0	1,350	0	・新入学児童生徒学用品費等:47,380円(平成30年4月~) ・支給平均額:平成29年度実績から算出 「主絵平均額   郷1430年年至質11年上上上単係を使用
東京都	大田区						0	18,880						$\perp$	0	23,890		0	28550																	<ul> <li>「支給平均額」欄は30年度予算に計上した単価を使用。</li> <li>・学用品費は1年 15,690円、その他の学年 18,880円。</li> </ul>
東京都	世田谷区						0	18,660							0	40,600																				学用品費…学年によって異なる(通学用品費含む)1年 15,660円 2~6 年 18,660円
東京都	渋谷区						0	15,690							0	47,380		0	13449																	1年は学用品費のみを支給(15,690円)し、2~6年は通学用品費 (3,190円)と合わせ支給(18,880円)。
東京都	中野区						0	15,690							0	40,600		0	2295																	<ul><li>・支給平均額は29年度実績</li><li>・上限の金額は1回毎</li></ul>

		IV 平	成30年度	進要保護:	就学援助額																														
		1. 小	学校の就学	援助額の	単価(一人当	たり年間支	(給額)																												
		(1)	費目毎の 費	援助額							新入学児	<b>童生徒学用</b>	品費等							通学費								修学旅行費	ŧį.						
①都道府	県 ②市町村名	実費	支給平額	均現物支	給 上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	金 支給平均額	一定額	一定の金	その他	実費	支給平均 現物:	支給 上限額	上限の額	)金 支給 <sup>3</sup> 額	平均一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金 支給平均額 額	一定額	一定の金 その他	(2) 補足事項
東京都東京都東京都	豊島区							0	10,906 18,840	)							0 0	20,700 40,600 23,890		0	12874 10000 5943							0	3,170						<学用品費>該当学年:6年 学用品費⇒2年~6年(約85%)
東京都								0	18,888								0	40,600		0	13984														「支給平均額」欄については、29年度の実績額により記入
± ± +n	15465								14,760									23,870			3500											12 500 12 50	.0		士於田松鄉 (+ 20年 梅王 簡 總
東京都	板橋区							0	14,760	)							0	23,870		0	3500										0	13,500 13,50	10		支給平均額は30年度予算額
東京都東京都								0	15,690 19,120								0	23,890		0	13400													0	修学旅行費は、移動教室費という名称を使用しており、金額は支度金 維費4,120円および施設賄料1泊につき1,900円を支給している。 ・通学用品費・クラブ活動費は学用品費に含めて支給している。 ・通学費の支給平均額は30年度予算。 ・学用品費・4年生(18.7%)
東京都	葛飾区							0	18,660								0	22,800		0	16321												0	5,660	・学用品費 一定額 1年15,400円、2・3年18,450円、4~6年18,660円・修学旅行費 一定額 6年5,660円、特別支援学級4,650円・支給平均額については、平成29年度実績より記入・通学用品費は学用品費は今む・支給平均額は平成29年度実績額(通学費のみ平成30年度予算単価額)・修学旅行費は、交通費は実費、食事代は3,700円まで、見学代等は1,500円まで、写真代500円まで、その他300円までの上限あり。(上記は2泊3日の場合、3泊4日の場合、6事代は5,550円まで、見学代等
	江戸川区							0	18,320								0	40,600		0	14000														は1,700円まで、その他400円までの上限)
東京都	八王子市							0	11,420	)							0	40,600		0	40000		-	+				0	31,000						支給平均額欄は30年度予算単価を使用
東京都	立川市							0	13,750	)							0	40,600										0	29,907						学用品費・通学用品費として支給しているため、金額は学用品費を参 照。
東京都	武蔵野市							0	13,650								0	40,600		0	20000							0	12,000						学用品費補足→1年生:11,420円 2~6年生:13,650円
東京都	三鷹市							0	11,420								0	40,600																	

					要保護就学援助		日十《公邻石》																														
			(1)	費目毎の援	助額の単価(一 助額	人当たり年间	可文紅額)																														
			学用品費								新入学児童	童生徒学用 	品費等							通学費								1	修学旅行	費							
0	①都道府県 ②	市町村名	実費	支給平均額	現物支給 上阪	上限の 額 額	金 支給平額	- 定額	一定の金額	金その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	: 上限額	上限の金 支額 額	· 給平均 _	-定額	一定の金 その他	(2) 補足事項
東	東京都 青	悔市						0	13,65	50							0	40,600		0	19487																・支給平均額は29年度実績。(支給額÷支給生徒数) ・学用品費: 1年生11,420円(13%) 2~6年生13,650円(87%)
	東京都 府東京都 昭	中市島市			0	14,7	784 13,	413	11,42	20							0	40,600 40,600		0	15750		0	19,100	0				0	24,16 29,22							支給平均額は平成29年度実績
я	東京都 調	布市						0	11,42	20							0	43,600		0	28380																通学費は平成29年度実績 ・支給平均額は30年度予算に計上した単価。 ・小1の学用品費は11,460円、小2~小6は13,680円。
身	東京都町	田市						0	13,68	80							0	40,600	l	0	25800															0	・通学用品費:学用品費に含んで支給されている。 ・修学旅行費:町田市立の小学校は夏季休業中に当該行事が実施されるため、対象ではあるが、校外活動費(宿泊を伴うもの)として計上されている。 ・通学用品費は学用品費と合わせて支給。1年生は11,420円、その他の学年は13,650円(学用品費欄金額はその他学年の額を記入している。)
芽	東京都 小	金井市						0	13,65	50							0	40,600																			・実費支給の費目については、平成30年度予算の計上単価を記載している。 ・支給平均額は平成29年度実施額より算定
芽	東京都 小	平市						0	11,42	20							0	40,600	)	0	7000																・学用品費 1年生9,190円 2~6年生11,420円 割合はおよそ 1: 6.2
芽	東京都 日	野市						0	11,42	20							0	40,600											0	29,00	0						支給平均額は平成30年度予算単価
身	東京都東	村山市						0	13,65	50							0	40,600	)	0	5636								0	27,57	6						支給平均額は予算計上額
耳	東京都 国	分寺市						0	13,65	50							0	40,600	)	0	0																・学用品費: 小学校1 年は11,420円。 ・通学用品費: 学用品費・通学用品費をあわせて一定額(上記学用品 費の金額)を支給。 ・通学費: 費目はあるが支給実績なし。原則実費で支給するが、区域 外就学の場合は除外。
東	東京都国	立市						0	12,99	90							0	40,600														0	26,000	26,000			
身	東京都 福	生市						0	11,42	20							0	40,600											0	23,57	0						
身	東京都 狛	江市						0	11,42	20							0	40,600	)	0	46200																・支給平均額は平成30年度予算ベースで算出した。 ・「学用品費及び通学用品費」という名目で11,420円を支給している。
		大和市						0	12,99								0	40,600		0	1000								0	28,06	2						
東	東京都清	瀬市						0	15,22	20						-	0	40,600		0	8091.091											0	12,000	12,000			学用品費は1年生12,990円。2年~6年生15,220円。
身		久留米市 蔵村山市 藤市市						0	13,65	50							0	40,600 40,600 40,600		0	21000								0	28,40 7,26							通学費・修学旅行費→30年度予算に計上した単価 ・支給平均額は、平成29年度の実績額を支給人数で割った額とする。 ・通学費は、支給対象児童がいないため、0円とした。 ・学用品費には、通学用品費を含む。 ※学用品費について、4月認定者の場合→小学校1年生:年額11,420円、小学校2~6年生:年額13,650円 ※学用品費について、5月認定以降の者への支給は、年額ではなく、認定月により金額が異なる
	東京都稲							0	11,42									40,600											0	37,50							
	東京都 羽								13,65									40,600											0	25,15							
		ちる野市						0	11,42								0	40,600		0	0								0	25,15							・修学旅行費: 平成29年度実績に基づく平均支給額を記入 ・通学費: 平成29年度実績なし

			IV 平成	30年度準	生要保護就学	援助額																														
			1. 小学	校の就学援	援助額の単価	(一人当たり	リ年間支給額	į)																												
				費目毎の援	受助額						144-									Les was																
			学用品費	!							新入	学児童生徒学 	用品費等		_					通学費	1							修学旅	行費		1	1				_
①都	道府県(	市町村名																																		
							777 - A A	A == 16				+44	16-		1 777 - 0						+ 40			1 = 0 + 40 =	16				+ 40 = 11				±40 = 16	-		(2) 補足事項
			実費	支給半均	現物支給	上限額	限の金 支統	合平均 一:	定額	一定の金 石	その他 実費	支給半	現物支	給 上限額	上限の金	金 支給半均	一定額	一定の金	その他	実費	支給半均	現物支給	上限額	上限の金 支給平 額 額	一定額	一定の金	その他	実費	支給平均	現物支給	上限額	上限の金	支給平均 一定落	一定の:	金 その他	, ,
				AR		this	包包		±S	Ħ.		台只			胡	部尺		哉只			<b>台</b> 尺			<b>前</b> 尺 前尺		包尺			包尺			<b>台</b> 只	包具	哉		
																																				・「通学用品費」について 学用品・通学用品費という費目で内包し
																																				ている。1年生:11,420円 2~6年生:13,650円 ・「通学費」について 特別支援学級・特別支援教室に通学している
東京	都	東京市						0		13,650							0	40,600		0								0	5,30	00						ものが対象なので、就学奨励費で対応するケースが多いため実績0円。
東京	都	岩穂町						0		11,420							0	40,600										0	30,00	10		-				
東京	都	の出町						0		11,420							0	40,600									0									通学費…通学定期代
東京	er na	原村					11,420	11 420							40,60	00 0														0						新入学児童生徒学用品費及び修学旅行費については平成30年度見込 みなし。
***	AIP I	970(1)					11,420	11,420							40,00	00 0														,						
東京		19摩町						0		11,420							0	40,600	_																	
東京		高町 川島村				0	11,420	3 647		11,420					40,60	00 0	0	40,600										0	25,00	00						新入学児童生徒学用品費等:支給実績なし
未不	nr /	9#913	1			_	11,420	3,041		-					40,00	00 0															1	1				Mハエル圭工ルゴ 用印見す・ X相大機 ゆし
東京	都	f島村						0		11,420							0	40,600																		
東京	都	津島村						0		10,000							0	20,000																		
								Ĭ																												学用品費等:小学校1・2年生=4,000円、小学校3・4年生=4,300円、
東京	都 :	宅村						0		5,550							0	9,950																		小学校5・6年生=4,500円
東京	都	『蔵島村																	0								0								0	村立小中学校児童生徒については全額公費負担が前提になっている。
東京	都	(丈町						0		11,420							0	40,600																		
200	. /		1							11,120							_	.0,000																		
東京		ヶ島村	0	(	0																															
東京	都	笠原村		1	1			10		11,100					1	1	0	19,900	1		1	I	1			1	1	1		1	1	1	0	5,0	000	

			2 由学は	校の計学は	2 助物の単価	(_ 1 本 +-	り年間支給額	蛋)																															
			2. 11:51	1スマンかし丁 3/2	がから			R/											(	1) 費目	毎の援助額																		
①都 <b>道</b>	道府県 ②	市町村名	実費	支給平均額	現物支給		学用品費 上限の金 支 類 額	給平均	一定額	一定の金額	その他実	養	支給平均額	現物支給		童生徒学月 上限の金 額		一定額	一定の金 🧎	その他	支養 黎	給平均	見物支給.		通学費 上限の金 支約 額	合平均 一点	定額	一定の金 🧎	その他	実費	支給平均額	現物支給		修学旅行費 上限の金 額	支給平均 一覧	一定額額	の金その付	他	(2) 補足事項
該当団	団体数 62	!	0	0	0	3 3	3	5	57	57	1 0	(	0	0	2	2	2 5	58 5	58 1	. 3	32 32	2 0	) :	1	1 1	0	0	) 2	2 :	34	35	1	13	13	13 5	5	4	42	2
東京都	ß f	代田区						C	O.	40,080							(	0	47,400																		0		平成30年度予算単価を記入している。 修学旅行費は、上限を9万円として実費支給。ただし旅行先が海外の 場合の上限は、実費の半額と9万円のどちらか高い方とする。
東京都	ß 中	央区						C	0	30,450								0	76,860		)	19334								0	30592							通入	通学費・修学旅行費については、平成28年度実績の平均支給額で記 、
東京都	逐 港	×							5	30,450								0	54,070											0	65000								
東京都	阝 新	宿区						C	0	34,320								0	47,400			50000								0	65800							用 · 34 ·	「学用品費」及び「通学用品費」について、当区においては、「学 引品通学用品費」という費目にて実施している。 1年生の「学用品通学用品費」は定額30,360円、2~3年生は定額 4,320円 実費費目については一人当たりの平成30年度予算単価を記入 準要保護認定者の「修学旅行費」については、支度金8,500円を加算 でる。
東京都	逐 文	京区						C	0	46,410							(	0	47,400		)	31429															0	習問.	平均支給額は平成30年度予算に計上した単価である。 「学用品費」と「通学用品費」と「クラブ活動費」はまとめて「学 習支援費」として支給しており、1年生は年間42,450円、2~3年生は年 間46,410円を支給する。 修学旅行費については、30年度より2年生に65,000円を事前支給する が、制度改正年度のため3年生には実費の事後支給を行う。
東京都	ß 台	東区						C	O.	31,790								0	23,300			35952								0	67018							( *	学用品費 1年:28,050円(2,550円×11月)、2・3年:31,790円(2,890円×11月) (2,890円×11月) (29年度実績により記入 通学費 「通学交通費」として特別支援学級在籍者及び通級者に支給
東京都	图 墨	田区						C	0	34,410							(	0	26,860														0	69750	69750			学	P用品費:1年30,450円、2~3年34,410円
東京都	ß II	東区						C	0	34,410							(	0	26,860														0	67550	67550				学用品費 中学校1年生30,450円 中学校2~3年生34,410円 学用品費は学年毎に支給額が異なる 1年…30,456円、2~3年…
東京都	ß 品	III IZ						C	0	34,416								0	47,400		)	15191													0	•	0000	3,	4,416円 体育実技用具費の上限は、柔道…7,300円、剣道…50,000円 適学費の支給平均額は29年度実績(特別支援学級通学者対象) 医療費は医療券発行 校外活動費は学年ごとに支給額が異なる 1年…2,500円、2年… ,000円、3年…4,000円 新入学児童生徒学用品費等:単価引き上げ予定あり 修学旅行費:3年参加者、別途、支度金8,500円、班別行動費900円 (該当校のみ)
東京都	ß	黒区							)	30,450								0	26,860														0	80000	71217				・支給平均額:平成29年度実績から算出
東京都	<b>大</b>	田区						C	0	34,410								0	26,860			31600											0	62000	62000				「支給平均額」欄は30年度予算に計上した単価を使用。         学用品費は1年 30,450円、2-3年 34,410円。
東京都	ß 世	田谷区						C	Э	33,830								0	47,400																0	6	8760		学用品費…学年によって異なる(通学用品費含む) 1年 30,080円 2・3
東京都		谷区 野区						C	O.	30,450							(	0	54,070 47,400			47702 14123								0	64827				63640				年は学用品費のみを支給(30,450円)し、2~3年は通学用品費(3,690円)と合わせ支給(34,410円)。 支給平均額は29年度実績 上限の金額は1回毎

		2. 中学校の就学技	援助額の単価	1 (一人当た	り年間支約	給額)								(	1) 費目毎	の援助額												
①都道所	県 ②市町村名	支給平 <sup>が</sup> 実費 額	現物支給		学用品費 上限の金 額		一定額	一定の金その他	実費	支給平均 現物支給 上即額		生徒学用品 限の金 支約 [						通学 見物支給 上限額 額	一定額	一定の金その他	実費	支給平均 現物支統 額		修学旅行費 上限の金 類		-定額 書	一定の金 頁	(2) 補足事項
東京都	杉並区						0	34,410					0	22,900	0		20265				0	30184						
東京都	豊島区						0	34,320					0	47,400	0		80000						0	60000	60000			≪学用品費≫該当学年:3年
東京都	北区						0	34,410					0	26,860			24973						0		60465			学用品費⇒2年~3年(約77%)
							0																					
東京都	荒川区						0	34,416					0	47,400	0		8677						0	/3520	68213			「支給平均額」欄については、29年度の実績額により記入
東京都	板橋区						0	29,520					0	26,860	0		9800						0	61000	61000			支給平均額は30年度予算額
東京都	練馬区						0	30,450					0	26,860							0	70453						
東京都	足立区						0	35,640					0	47,400	0		41800								С	)	57590	・通学用品費・クラブ活動費は学用品費に含めて支給している。 ・通学費の支給平均額は30年度予算。 ・学用品費:3年生(35.6%)
東京都	葛飾区						0	34,300					0	26,300	0		28650								C		60000	・学用品費 一定額 1年30,400円、2・3年34,300円 ・支給平均額については、平成29年度実績より記入
東京都							0	33,270					0	47,400			37000							56000	56000			支給平均額は平成29年度実績額(通学費のみ平成30年度予算単価額)
東京都	八王子市						0	22,320			_		0	47,400	0	_	40000		 -		0	63000	-					支給平均額欄は30年度予算単価を使用
東京都	立川市						0	24,640					0	47,400							0	65000						学用品費・通学用品費として支給しているため、金額は学用品費を参 照。
東京都東京都東京都							0	24,550					0	47,400 47,400			30000				0	60000						学用品費補足→1年生:22,320円、2-3年生:24,550円

			2. 中学校の就学援助額の単価 (一人当:	たり年間支給額	類)							(1) #	費目毎の援助	力忽百												
				学用品費				新	入学児童生徒	学用品費等		(1) 5	ミロザッ2次月	// 根		通学費							修学旅行費			
①都;	道府県(	②市町村名	実費 支給平均 現物支給 上限額	上限の金 支 額 額	給平均 一定額	一定の金 額	実費	支給平均 現物支給 上限 額	上限の: 額	金 支給平均額	一定額額	定の金その他	実費	支給平均 額	給 上限額	上限の金 支 質 都	支給平均 <u></u>	一定額 一環	定の金 その他	実費	支給平均額	見物支給 上限額	上限の金 支給額 額	平均一定額	一定の金 額	(2) 補足事項
東京都	都 :	青梅市			0	24,550					0	47,400	0	43565						0	64180					・支給平均額は29年度実績。 (支給額÷支給生徒数) ・学用品費:1年生22,320円 (34%) 2・3年生24,550円(66%)
東京都		府中市	0	26,052	24,080							47,400			0	38600	0			0	70100					支給平均額は平成29年度実績
東京都	都	昭島市			0	22,320					0	47,400	0	72470						0	61803					
東京都	都	調布市			0	22,320					0	50,900	0	80960						0	67268					通学費。修学旅行費は平成29年度実績
東京都	都	町田市			0	24,600					0	47,400	0	54500						0	49100					・支給平均額は30年度予算に計上した単価。 ・中1の学用品費は22,320円、中2・3は24,600円。 ・通学用品費:学用品費に含んで支給されている。
東京都	都	小金井市			0	24,550					0	47,400								0	65788					・通学用品費は学用品費と合わせて支給。1年生は22,320円、その他学年は24,550円(学用品費欄金額はその他学年の額を記入している)。 ・実費支給の費目については、平成30年度予算に計上した単価を記載している。
東京都	都	小平市			0	22,320					0	47,400	0	26468								0	70000	64250		・支給平均額は平成29年度実施額より算定 ・学用品費 1年生20,090円 2~3年生22,320円 割合は1:2.2
東京都	都	日野市			0	22,320					0	47,400								0	57000					支給平均額は平成30年度予算単価
東京都	都 ]	東村山市			0	24,550					0	47,400	0	32740						0	61757					・支給平均額は予算計上額
東京都	都	国分寺市			0	13,650					0	47,400	0	0						0	60000					・学用品費:中学牧1年は22,320円。 ・通学用品費:学用品費・適学用品費をあわせて一定額(上記学用品費の金額)を支給。 ・通学費:費目はあるが支給実績なし。原則実費で支給するが、区域外就学の場合は除外。
東京都	都	国立市			0	12,990					0	47,400										0	62000	52000		
東京都	都	福生市			0	22,320					0	47,400								0	51187					
東京都東京都		狛江市 東大和市			0	22,320						47,400 47,400	0	88200 1000						0	51000					・支給平均額は平成30年度予算ペースで算出した。 ・「学用品費及び通学用品費」という名目で22,320円を支給している。
東京都		清瀬市			Ö	26,820	1					47,400	0	17794						-		0	55000	55000		学用品費1年生24,590円。2~3年生26820円。
東京都	都	東久留米市			0	22,320					0	47,400	0	42000						0	65000					通学費・修学旅行費→30年度予算に計上した単価
東京都東京都		武蔵村山市 多摩市			0	24,550 22,320						47,400 47,400	0	0						0	53791 47000					・支給平均額は、平成29年度の実績額を支給人数で割った額とする ・通学費は、支給対象生徒がいないため、0円とした。 ・学用品費には、通学用品費を含む。 ※学用品費について、4月認定者の場合→中学校1年生:年額22,320 円、中学校2・3年生:年額24,550円 ※学用品費について、5月認定以降の者への支給は、年額ではなく、 認定月により金額が異なる
																					$   \top$					
東京都		稲城市			0	22,320						47,400								0	61945					
東京都東京都		羽村市あきる野市			0	24,550						47,400 47,400	0	0						0	51854					・通学用品費:中学校1年生は支給なし ・修学旅行費、医療費:平成29年度実績に基づく平均支給額を記入 ・通学費:平成29年度実績なし

			2. 中学	校の就学	援助額の	)単価(	一人当力	り年間支	(給額)																																							
																			))/ III					(	1) 費	を 目毎の 注	題助額														(4- 1)							
				1				学用品費	<u> </u>									新人:	学児童学	生徒学用	H品 費等										通学費							_			修亨	旅行費		_				
①都	道府県(2	②市町村名	実費	支給平額	匀 現物:	支給 上	限額	上限の金 額	支給平額	平均 一定	- 額	—定の金 額	その他	実費	支統額	合平均 3	見物支給	1 上限額	上照額	限の金3	支給平均額	一定都	類 額	定の金	その他	実費	支約額	現	物支給 _	上限額	上限の金 額	: 支給平 額	均 —5	定額	—定の金 額	その他	実費	支給平額	均 現物:	支給 上隊	是額 類	限の金 3	支給平均 額	一定額	一定。額	この金 その他	也	(2) 補足事項
東京	郡 連	互東京市								0		24,550										0		47,400		0		0									0	630	000								いる -	「通学用品費」について 学用品・通学用品費という費目で内包して 5。1年生:22,320円 2~3年生:24,550円 「通学費」について 特別支援学級・特別支援教室に通学しているも が対象なので、就学奨励費で対応するケースが多いため実績の円。
東京	部 珠	岩穂町								0		22,320										0		47,400													0	530	000		-						- 1	多学旅行費…私費負担分についてのみ支給
東京	ß E	日の出町								0		22,320										0		47,400												0										0		重学費···通学定期代
東京	邵 植	會原村				0		22,320	) 22	,320								0		47,400	47,40	00															0		0								修生	学旅行費については平成30年度見込みなし。
東京	97 59	<b>型多摩町</b>										22,320												47,400														400	000									
東京		と 島町								0		22,320	_									0		47,400													0	552	_									
東京	部 禾	川島村				0		22,320		0								0		47,400		0																									学月	用品費等及び新入学児童生徒学用品費:支給実績なし
東京	部 兼	f島村								0		22,320				T				T		0		47,400																								
東京		神津島村								0		20,000										0		40,000																								
東京	s =	三宅村								0		10,850										0		11,450																								
東京		甲蔵島村										10,000	0											11,730	0											0										0	村工	立小中学校児童生徒については全額公費負担が前提になっている。
東京	ß j	\丈町								0		22,320										0		47,400																								
東京	郡 書	青ヶ島村																																														
東京	ß 力	\								0		21,700										0		22,900																				0	4	40000		

1898964 33

		V その	他															VI 自由記述欄
		1. 学校	における保護者負担	1軽減に向け	ナた取組のも	犬況				2. 教育	委員会にお	ける保護者負担軽	減に向けた取組	且の状況				就学援助制度の運用や,経済的に困窮している児童生徒に対する貴市町村の取組・
			育委員会が把握して									たにおける取組(あ						対応について、これまでの回答への補足
			イ. 学用 ウ. 学月													ク. 学校 ケ. 学校 コ. その		
			品等(中 品等(中													(又は校 (又は校 他 (※具		
①都道府	県 ②市町村名	古品を安	古品を含 古品を含む)の貸む)の貸む)の	含  等の使用	出等の精選	品等の人 札・合見		体的な取		用品等の	用品等の	古品を安古品を	含古品を含り	別に,字!	購入費用	長会等) 長会等) 体的な取 に対し に対し 組を		
O HFAE/I	ж (6.15.313 ц		し出し 償給与		選		1	組を (2) /-				価で販売し出し					(3) その他学校や教育委員会以	
		(ハサー	し出し 慎裕子			積等の実	1	(2)に記載)	(2) クの内容及び補足説明		剂•胂八	(ハザー し出し	頂柏子	の一部別		て, 学用 て, 他校 (2) に 品等の取 の取組状 記載)	(2) コの内容及び補足説明 外での取組	
		寺)				旭		記事(人)				寺)		DX.		扱いに関 況等を情		
																する通知 報提供		
																やマニュ		
																アルを提		
																7 77 E DE		
該当団体	数 62	4	2 11	1	3	3	46	0 1	10	0	2	0 0	3 1	12	0	5 3 1	9 1	4
東京都	千代田区						0											
F15-2-M							Ŭ											
東京都	中央区						0											
							1 7						T	Ţ				
東京都	港区						0											
東京都	新宿区	0		0	0	0										0		・就学援助の他に、認定基準を就学援助よりも緩和した「学校給食費補助」という区独自の
																		・統子接切の他に、総定基準を統子接切よりも緩和した「子校和良責補切」という区独自の 補助金を設けており、申請のあったひとり親もしくは特別支援学級在籍児童生徒のいる家庭
																		を対象に、給食費の援助をしている。
																		・経済的な理由により塾に通えない小・中学生を対象に、学力の定着と学力の向上を目的と
																		した学習支援事業を実施している。
																		・児童扶養手当・就学援助のいずれかを受給している準要保護世帯を対象に、無料で自宅に
																	カ. 就学援助とは別に、学用品費等の一部助成 ・就学援助とは別に、認定基準を就学援助より緩和した「学校給	食品を届ける宅食事業を行っている。 ・就学援助を受給かつ中2.3生徒がいる準要保護世帯を対象に、学校外学習にかかる費用を
東京都	文京区						0							0		0	食費補助」という区独自の補助金を設けている。	助成している。
東京都	台東区						0											
市古叙	墨田区																	
未小印	金田区																	
古卡如	江市区																	
東京都	江東区						0			-	-							
東京都	品川区	0																
東京都	目黒区						0											
東京都	大田区						0					<del>                                     </del>				U		
東京都	世田谷区						0											・新 λ 学学田品豊の古絵単価惟 (29年度 小・23 80N田 由・26 86N田→30年度 小・
																		・新入学学用品費の支給単価増(29年度 小:23,890円 中:26,860円→30年度 小: 47,380円 中:54,070円)。
																		・新中学校1年生については、平成30年度入学者より、支給時期の前倒し(7月→3月)を実
									ウ. 学用品等(中古品を含む)の無償給与									施している。
東京都	渋谷区	1	0	+			+ +		・標準服のリサイクル			+	-					・新小学校1年生の支給時期の前倒しについては、検討中である。
東京都	中野区	1				1	0											

		V そのf	<u>t</u>																VI 自由記述欄
		1. 学校(	こおける保護者負担軽										咸に向けた取						就学援助制度の運用や,経済的に困窮している児童生徒に対する貴市町村の取組・
			育委員会が把握してい イ 学田 ウ 学田										てはまるもの		キ. 学用 ク. 学校 ケ. 学	- なっ なの			対応について、これまでの回答への補足
①都道府県	②市町村名	品等の中 古品を安 価で販売	イ. 学用 ウ. 学用 品等 (中 品等 (中 古品を含 む) の貸 し出し (賞給与	な学用品す	-る学用 - 語等の精 に	する学用	していない		体内で学 用品等の 仕様の統	体内で学 用品等の 一括契	品等の中 古品を安 価で販売	品等(中 古品を含む)の負	中品等(中	援助とは 別に,学 用品費等	品費等の (又は校 (又は 購入費用 長会等) 長会等 の貸付 に対し に対し	校 他(※具 ) 体的な取 組を (2)に 記載)		(3) その他学校や教育委員会以 外での取組	
東京都	杉並区						0							0			カ、就学援助とは別に、学用品費等の一部助成 ・ 区立小学校及び特別支援学校(小学部)の教材費を公費負担。 ・ ドリルやワークテスト、実験キットなどは、公費により学校で購入。 ・ 移動教室における施設入場料及び体験学習に係る費用、校外学習における施設入場料に係る費用を公費負担。 ・ 区立中学校及び特別支援学校(中学部)においては、中学校生活の集大成として最大の学校行事である修学旅行について、費用のうち30,000円を上限として公費負担する。 ・ 特別支援学統書で多数教室のインストラクター費用について、通常学統書で移動教室のインストラクター費用と同程度の保護者負担となるよう、一部を公費負担。		杉並区では、平成26年度から義務教育にかかる保護者の経済的負担軽減を図るため、所得 水準に関わりなく以下の区独自施策を実施している  ●小学校及び特別支援学校(小学部)は「教材費・移動教室施設入場料等」が対象  ○ 区立小学校及び特別支援学校(小学部)の教材費を公費負担します。ドリルやワークテスト、実験キットなどは、公費により学校で購入する。  ○ 給食費や名家庭で用意してもらっていた被服費・個人持ち楽器(鍵盤ハーモニカ・リコーダ)・習学用具・水彩セット・裁縫セットなどについてはこれまでどおりの保護者負担となる。  ○ 移動教室における施設入場料及び体験学習に係る費用、校外学習における施設入場料に係る費用を公費負担する。 ○ これにより、全学年平均で約8.800円の負担軽減となる。  ●中学校及び特別支援学校(中学部)は「修学旅行等の経費」の一部を補助  ○ 区立中学校及び特別支援学校(中学部)においては、中学校生活の集大成として最大の学校行事である修学旅行について、費用のうち30,000円を上限として公費負担する。  ○ 特別支援学級連合スキー移動教室のインストラクター費用について、通常学級音中移動教室のインストラクター費用について、通常学級音中移動教室のインストラクター費用について、通常学級音中移動教室のインストラクター費用について、通常学級音中移動教室のインストラクター費用について、通常学級音中移動教室のインストラクター費用と同程度の保護者負担となるよう、一部を公費負担する。
							0												
東京都	豊島区						0												
東京都東京都	北区 荒川区	0					0	ア. 学用品等の中古品を安価で販売 (バザー等) ・一部の学校で実施											
東京都	元川区	0						・一部の子校で美施											
東京都東京都	板橋区						0												
東京都東京都	<b>喜飾区</b>						0							0			カ、就学援助とは別に、学用品費等の一部助成 ・年1回、小学校6年生に対する漢字検定・数学検定、及び中学2 年生に対する英語検定の検定料の助成		
東京都東京都	江戸川区		0				0	ウ. 学用品等(中古品を含む)の無償給与 ・中学校制服のリユースなど							0				
-																			
東京都	立川市						0							0	0				
東京都東京都	武蔵野市		0				0	ウ. 学用品等(中古品を含む)の無償給与 ・希望する生徒への制服のリサイクル											

		V その	他																	VI 自由記述欄
				護者負担朝										に向けた取						就学援助制度の運用や,経済的に困窮している児童生徒に対する貴市町村の取組・
				が把握してい										はまるもの:			I - 7.0	_		対応について、これまでの回答への補足
									屋 ク. その は 他 (※具							キ. 学用 ク. 学校 ケ. 学校 品費等の (又は校 (又は校				
				古品を含					体的な取							開入費用 長会等) 長会等)				
①都道府県	②市町村名			む)の無			札・合見		組を							の貸付 に対し に対し		·		
			し出し				積等の実		(2) (	(2) クの内容及び補足説明				償給与		て、学用で、他校		(2) コの内容及び補足説明	(3) その他学校や教育委員会以	
		等)	ощо	Bena 5			施		記載)	(2) 7 切り音及り間を記り	14.3 M37.	等)	020	Beng 3	成	品等の取の取組状		(と) コッドコロスの旧た記り」	外での取組	
		- 7										1				扱いに関 況等を情				
																する通知 報提供				
																やマニュ				
																アルを提				
								_												
東京都	青梅市							0			0									
																		カ. 就学援助とは別に、学用品費等の一部助成		
東京都	府中市							0							0			・就学援助を受けている世帯に対して、学童費を助成している。		
東京都	昭島市							0												
東京都	調布市							0							0					
東京都	町田市			1				0			 									
										ウ. 学用品等(中古品を含む)の無償給与										
東京都	小金井市			0						・PTAが、使用済みの制服を希望者に無償給与している。										
東京都	小平市	0	0	0											0					
																				「IV 平成30年度準要保護就学援助額」- 「1. 小学校の就学援助額の単価(一人当たり
																				年間支給額)」-「(2)補足事項」における「該当学年と対象学年の割合等」の給食費に
東京都	日野市			0						ウ. 学用品等(中古品を含む)の無償給与 ・PTAによる制服のリサイクル										ついては、低学年・中学年・高学年で人数を把握しており、それぞれ半数を小学1年~6年までの全体の人数で割った数値になる。
F13.2.FI																				The state of the s
																		オ、学用品等(中古品を含む)の無償給与		
東京都	亩村山市							0										・リサイクル制服あり。 (在庫の有無によりすべてが対応できる 訳ではない)		
ACAC RIP	жпшп																	B(C10-00)		
										学校とPTAが協力して、希望する生徒へ制服のリサイクルを										
東京都	国分寺市									行っている。										
東京都	国立市			0																
水水中	四立小												1							
東京都	福生市			1		0	0				 			1	0					
										ウ. 学用品等(中古品を含む)の無償給与										
東京都	狛江市			0			0			・PTAが希望する生徒への制服のリサイクルを行なっている。						0				
physic in	声』 10十													7						
東京都東京都	東大和市			1				0												
- ISVA SAIP	11.2-04.15							_												
東京都	東久留米市							0												
																		カ. 就学援助とは別に、学用品費等の一部助成		
																		・参加者全員に対して、修学旅行、移動教室宿舎借上補助を行っ		
																		ている。		
																		コ、その他		
東京都	武蔵村山市							0							0		0	・向上心旺盛にして、かつ経済的理由により修学困難な高校生等 に奨学資金を支給している。		
東京都	多摩市			1				0							~			一人」長里で入掘して************************************		
±-±-30	经产士									ウ. 学用品等(中古品を含む)の無償給与										
東京都	稲城市	_		0						・制服のリサイクル			1							
東京都	羽村市							0												
亩市却	あきる野市							0												
水水即	のこの到巾	_	1	1	<u> </u>			$\sim$		<u> </u>	 								I	

			V そのf	他																				VI 自由記述欄
			1. 学校(														怪減に向けた							就学援助制度の運用や,経済的に困窮している児童生徒に対する貴市町村の取組・
			(1)教育ア. 学用	1					ものすべ		<b>そ</b> の					_	あてはまるも	_		学校 ケ. 学校	7 20			対応について、これまでの回答への補足
			品等の中																	マは校 (又は校				
			古品を安								的な取									会等) 長会等)				
①都道	府県 ②	市町村名	価で販売				選	札··		組を					1		の貸 む) の無			I	組を		(a) 7 - 4 24 to 4 to 7 = 4 11	
			(バザー	し出し	償給与			積等	の実		2) に	(2) クの内容及び補足説明	_	約・購入	(バザー	し出し	し 償給与	の一部助		学用 て,他校	1	(2) コの内容及び補足説明	(3) その他学校や教育委員会以外での取組	
			等)					施		記載	献)				等)			成		等の取 の取組状	1		) r c o santa	
																				いに関 況等を情 る通知 報提供				
																			1 1	7-1				
																				レを提				
																						カ.就学援助とは別に、学用品費等の一部助成		
																						・修学旅行に参加する生徒の保護者の経済的負担を軽減し、併せ		
																						て教育の振興を図ることを目的とした、修学旅行費補助金を交付		
東京都	西!	東京市							0									0				している。	広報誌の不用品交換の欄の使用し、	
東京都	瑞	徳町							0														学用品等の譲渡を勧めている。	
											5	ウ. 学用品等 (中古品を含む) の無償給与												
東京都	日	の出町			0							・中学校における制服リサイクル										カ、就学援助とは別に、学用品費等の一部助成		
																						小・中学校新1年生の保護者に対し、入学式で入学祝金(児童・		
東京都	檜川	原村							0									0				生徒1人当たり30,000円)を支給している。		
東京都	趣:	多摩町							0															
東京都	-	島町							Ō															
東京都	利.	島村			0		0										0							
東京都	新	島村							0															
東京都	抽	津島村																						
木小即	1997	H-4017				+																		
東京都	Ξ:	宅村							0											0				
																						カ.就学援助とは別に、学用品費等の一部助成		
																						村立小中学校児童生徒全員、給食費、学用品費、医療費、修学旅		
東京都	御	蔵島村							0									0				行費、部活動遠征費等全額公費負担が前提になっている。		
東京都	Д.	丈町							0															
									Ŭ															
東京都		ヶ島村							0							-								
東京都	小	笠原村	1						0					ν			U							